



国民年金加入のお知らせ

20歳以上60歳未満の学生・農林漁業者・自営業者・無職の方など(国民年金第1号被保険者)は、国民年金に加入することが義務づけられています。

20歳になった方には、日本年金機構から、「国民年金加入のお知らせ」や納付書などにより、国民年金に加入したことをお知らせします。

公的年金制度は、老後や障がいを負ったときに、働いている世代「みんなで支えよう」という考えで作られ

た仕組みです。

若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、老後や、病気・ケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができます。

原則、保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません。

所得が低く、納付が困難な方のために「保険料免除制度」がありますので、ご相談ください。

年金



information

申請・問合せ

戸籍年金係

☎32-1823

砂川年金事務所

☎52-2144



口座振替を利用しましょう

保険料が自動的に指定された口座から引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなく、とても便利です。

※今年度の2年前納、1年前納、6カ月前納上期分(4～9月)の申し込みは、2月末で終了となります。(口座振替日は4月末です。)

※6カ月前納下期分(10月～翌年3月分)は8月末までにお申し込みください。

【申し込みに必要なもの】

- 口座振替申出書
- 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳や年金証書など)
- 通帳 ・金融機関届け出印

【手続場所】

- 各金融機関
 - 年金事務所(郵送)
- ※口座振替申出書は年金事務所窓口、日本年金機構ホームページ、戸籍年金係窓口にあります。



年金相談・手続きの際は、ご予約を！

全国の年金事務所では、相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行なっています。ぜひご利用ください。



※相談希望日の1カ月前から前日まで予約可能。

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

予約受付専用電話番号

☎0570-05-4890

砂川年金事務所

☎28-9002 音声案内1⇒2



自己負担を軽減！！ 「高額介護合算療養費」

高額介護合算療養費とは？

「医療」と「介護」の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

8月から翌年7月末までの1年間で、同じ世帯の被保険者が「医療」・「介護サービス」を利用し、自己負担額の合計(医療+介護)が下記の表の基準額(限度額)を超えた場合、申請をすると超えた額が高額介護合算療養費として、医療保険及び介護保険から支給されます。

※自己負担額が0円の場合は対象外です。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

- 70歳から74歳までの国民健康保険加入世帯と後期高齢者医療加入世帯

| 所得区分 | | 国保+介護(70~74歳) | 後期+介護 |
|----------|-------|---------------|-------|
| 現役並み所得者Ⅲ | | 212万円 | 212万円 |
| 現役並み所得者Ⅱ | | 141万円 | 141万円 |
| 現役並み所得者Ⅰ | | 67万円 | 67万円 |
| 一般 | | 56万円 | 56万円 |
| 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ※1 | 31万円 | 31万円 |
| | 区分Ⅰ※2 | 19万円 | 19万円 |

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方。

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方。

- 70歳未満を含む世帯

| 所得区分 | 国保+介護(70歳未満を含む世帯) |
|------------------|-------------------|
| ア) 901万円超 | 212万円 |
| イ) 600万円~901万円以下 | 141万円 |
| ウ) 210万円~600万円以下 | 67万円 |
| エ) 210万円以下 | 60万円 |
| オ) 住民税非課税 | 34万円 |

◆申請手続

令和元年度分(令和元年8月1日から令和2年7月31日まで)の期間で支給対象となる方には申請のご案内をします。

◆お願い

医療保険(後期高齢者医療含む)では所得状況により負担区分が決定されますので、収入のある無しにかかわらず、市役所税務課にて収入の申告を行なってください。

医療保険



information

問合せ
医療保険係
☎32-2214

マイナンバーカードが 保険証として利用できるようになります



3月(予定)から順次、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになります。さまざまなメリットがありますので、作成をご検討ください。

※保険証として使用するためには、利用者証明用電子証明の申請や、マイナポータルでの初回登録が必要です。

※従来の保険証もこれまでどおり使用することができます。